

Reboot Care

デバイス補償規定

バージョン 1.0 | 2026 年 6 月 19 日施行

www.reboot-japan.com/reboot-care-overview/

第 1 条 概要

Reboot Care は、Reboot 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するデバイス補償プログラムです。[利用規約](#)に基づきサブスクリプション・サービスを利用するすべての利用者に追加費用なしで自動的に付帯されるほか、別途契約において Reboot Care を適用する旨が定められた当社サービスの利用者に付帯されます。貸与期間中に貸与機器に生じた偶発的かつ予期しない物理的損傷に対し、本規定に定める範囲で補償を提供します。

Reboot Care は保険契約ではありません。当社が本サービスの一環として直接提供する補償制度です。

Reboot Care が適用されない場合（補償上限を超過した場合または補償対象外事由に該当する場合を含む）、利用者の責任は[利用規約](#)第 11 条に準拠します。本規定は、[利用規約](#)第 3 条第 2 項に定める諸規程として、本サービスの利用契約の内容を構成します。本規定において使用する用語は、本規定で別途定義する場合を除き、[利用規約](#)におけるのと同じ意味を有します。

第 2 条 加入

- すべての利用者は、本サービスの利用契約の成立時に Reboot Care へ自動加入となります。別途申し込みは不要です。
- Reboot Care は貸与機器本体のみを対象とします。充電ケーブル・画面保護フィルム・ケース・タブレットペン等の付属品・アクセサリはいかなるインシデント区分においても補償対象外です。

第 3 条 補償内容

補償は、偶発的・非意図的な物理的損傷を対象とし、以下の 3 つのインシデント区分に従い提供されます。自己負担額および年間上限回数は、ローリング 12 ヶ月単位で適用されます。

インシデント種別	対象例	自己負担額（税込）	年間利用上限	補償
軽微インシデント	画面割れ（操作可能な場合） 背面ガラス破損 外装損傷 軽微なカメラレンズ破損 バッテリー交換特典については第5条を参照	¥11,000	12ヶ月あたり2回	✓
重大インシデント	水濡れ・液体接触による損傷 カメラ機能の故障 充電機能の故障 スピーカー・マイクの故障 フレーム変形による機能障害	¥44,000	12ヶ月あたり1回	✓
全損	著しい破損 火災による損傷 回収不能な水没	公開時価表に基づく額※	-	-

※ 全損の場合の利用者負担額は、損傷確認時点において当社が公開する時価表に記載された貸与機器の時価相当額とします。support.reboot-japan.comにて公開されます。なお、同表は盗難・紛失時にも使用されます。時価表に記載された金額を超える費用の請求は行いません。

第4条 ローリング12ヶ月制度

年間インシデント上限は、暦年ではなく「ローリング12ヶ月単位」で判定されます。

- ・ 上限回数に達しているか否かは、各インシデントの申告日から遡って12ヶ月の期間内に補償が適用されたインシデントの回数により判定します（ローリング12か月単位での判定）。
- ・ いずれのローリング12ヶ月期間内においても、軽微インシデントは2回、重大インシデントは1回を上限とします。
- ・ 軽微インシデントと重大インシデントの上限回数は、それぞれ独立して管理されます。
- ・ 上限回数を超えるインシデントは補償対象外となります。上限を超過した場合、実際の修理費用または代替機器調達費用の全額を利用者が負担します。

第5条 バッテリー交換特典

Reboot Careには、インシデント区分とは独立した無償バッテリー交換特典が含まれます。自己負担額はかかりません。

適用条件	バッテリー健全度がメーカーの規定する定格容量の 80%未満であること
自己負担額	無償（¥0）
利用上限	貸与期間中に 1 回限り。機種変更オプションは新規契約とみなされないため、本上限はリセットされません。
測定方法	検査時に当社の社内診断ツールで測定した値を唯一の判断基準とします。利用者の自己申告値は認められません。
申請手続き	インシデント申請と同じ検査・申請プロセスを経ます。 www.reboot-japan.com/reboot-care-overview/ よりお申し込みください。

バッテリー健全度が 80%以上の場合は通常使用による経年劣化とみなされ、本特典およびいかなるインシデント区分においても補償対象外となります。

第 6 条 インシデントの報告

利用者は、損傷を発見した日から 14 日以内にインシデントを報告する必要があります。発見日から 14 日を経過した後に申請された場合、補償は適用されません。ただし、[利用契約](#)に基づき Reboot Care が自動的に付帯されている利用者のうち、災害、入院その他の利用者の責めに帰することができないやむを得ない事由により期限内に報告できなかった場合は、この限りではありません。

申請方法：

www.reboot-japan.com/reboot-care-overview/ にアクセスし、申請フォームよりお手続きください。申請に必要な書類・審査期間等の詳細は同ページに記載されています。

サポート記事は support.reboot-japan.com をご確認ください。

発見日について

- 14 日間の申請期限は、損傷の原因となった事象が発生した日ではなく、利用者が損傷または不具合を最初に気づいた日を起算日とします。
- 利用者が申告した発見日を申請の根拠として受け付けます。

第 7 条 損傷確認および区分判定

- インシデント区分（軽微・重大・全損）は、当社または当社が指定する修理事業者が物理的な検査を実施した上で判定します。
- 判定結果および適用される自己負担額は、www.reboot-japan.com/reboot-care-overview/ に記載の申請プロセスに基づき、合理的な期間内に利用者へ通知します。

異議申し立て

損傷の判定結果またはインシデント区分に異議がある利用者は、判定結果の通知を受領した日から7日以内に、サポートメールにて書面による異議申し立てを行うことができます。当社は10営業日以内に再審査を実施し、結果を回答します。サポートへの連絡先および異議申し立て手続きの詳細は、support.reboot-japan.com をご確認ください。

第8条 インシデント後の貸与機器返送

- ・ 返送が必要な場合、当社は利用者に対して30日間の返送期限を明示した書面による通知を行います。
- ・ 合理的な理由なく30日間の通知期限内に貸与機器が返送されない場合、当社は貸与機器を紛失または返却不能として扱うことができ、利用規約第11条に基づく利用者の義務が適用されます。

第9条 代替機器の貸与

- ・ 利用者の貸与機器の確認または修理期間中、当社の裁量により代替機器を提供する場合があります。
- ・ 代替機器の提供にあたり、保証金の支払いを求める場合があります。保証金の金額は、提供時にお知らせします。
- ・ 当社からの書面による返却要請から30日以内に代替機器が返却されない場合、当該代替機器の時価相当額（当社が公開する時価表に基づく）を利用者に請求します。支払済みの保証金は、この請求額に充当されます。

第10条 補償対象外事由

以下の事由はReboot Careの補償対象外となります。補償対象外事由に該当する場合、利用者の責任は利用規約第11条に準拠します。

常時対象外

- ・ 故意による損傷
- ・ 詐欺または不正申請
- ・ 当社が手配または承認していない修理・改造・改変
- ・ 通常使用による経年劣化
- ・ バッテリー健全度が80%以上の場合のバッテリー劣化（第5条に定めるバッテリー交換特典の適用条件である80%未満を満たさない場合）
- ・ 貸与機器の機能に影響を及ぼさない外観上の損傷（軽微な傷・すり傷等）
- ・ 貸与機器の紛失
- ・ 貸与機器の盗難

- ・ ソフトウェアの問題、データの消失またはマルウェアによる損害
- ・ 非純正または非推奨アクセサリ・周辺機器の使用による損傷

状況による対象外

- ・ 日本国外で発生した損傷
- ・ インシデント申告時点で本サービスの利用契約に基づく利用料金等の未払いがある場合の貸与機器の損傷
- ・ 利用者が貸与機器を貸し与えまたは使用させた第三者による損傷（利用規約の禁止事項に該当する行為）
- ・ 貸与機器の到着後、利用規約第 8 条第 1 項に定める期間内に当社へ申告されなかった既存の損傷
- ・ 利用規約第 11 条第 4 項に定める事由

第 11 条 利用規約との関係

Reboot Care は、利用規約第 11 条に定める利用者の基本的な責任に対する、定義された例外として機能します。Reboot Care の補償が適用され、かつ利用者がすべての条件（期限内の申告、自己負担額の支払い、貸与機器の返送）を履行した場合、自己負担額を超える費用は当社が負担します。

補償対象外事由の該当、上限回数の超過、または申告・手続き要件の不履行により Reboot Care が適用されない場合、利用規約第 11 条のすべての条項が変更なく適用されます。

Reboot Care は、利用規約の他のいかなる条項も変更・制限・優先するものではありません。

第 12 条 規定の改定および過去バージョン

本規定の変更には、利用規約第 23 条（規約の変更）の規定が適用されます。当社が本規定を変更する場合、変更後の本規定の効力発生日の相当期間前までに、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生日を利用者に周知します。

本規定の過去バージョンは参照用としてアーカイブされており、support.reboot-japan.com よりご確認ください。